

4 養豚場の動物用医薬品適正使用へ向けた取組

県南家畜保健衛生所

柴田 舜介・石丸 憲二・山本 賢一

食品中の残留物質等への社会的関心の高まりを受けて、動物用医薬品についてはより慎重な使用が求められ、安全・安心な家畜の生産のために生産者、診療獣医師の担う責務は一層重要となっている。

そのような時勢の中、養豚農場において抗生物質残留事例が発生したことから、家保が行った動物用医薬品適正利用へ向けた取り組みを報告する。

1 事例発生農場における生産現場指導

(1) 発生概要

平成 27 年 6 月 22 日に病畜豚として出荷した個体の筋肉、腎臓からベンジルペニシリンが検出された。原因は治療時に施したマーキングが消失していることに気付かず出荷したことにあった。その後、平成 28 年 2 月、同一農場から出荷された肥育豚の腎臓からベンジルペニシリンが検出された。生産者は休薬期間を認識していたが、正確な使用記録は残っていなかった。なお、当該農場は管理獣医師から動物用医薬品指示薬指示書（指示書）の交付を受けた投薬も行われていた。

(2) 対策

2 回の発生を受け、なぜ再発したのかを生産者、管理獣医師と検証し再発防止のために問題点を再整理した結果として、個別治療における既存の管理体制、治療記録方法では把握が不十分であることに加え、従業員を含む農場内作業者の共通認識がないことが挙げられた。

1) 「動物用医薬品使用マニュアル」の作成

家保指導のもと生産者主体で、動物用医薬品を管理、使用する際の注意点や作業員の作業フローなどを掲載している「動物用医薬品使用マ

ニュアル」の作成を行うとともに従業員への周知を図った（図 - 1）。

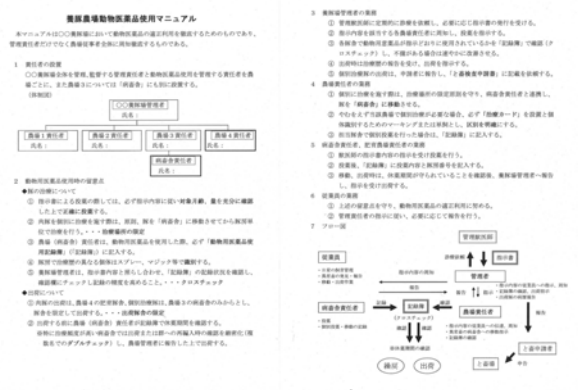


図 - 1 動物用医薬品使用マニュアル

2) ピッグフローの見直し

マニュアルの作成に加えて、個体治療方法の見直しと出荷豚舎を限定した。具体的にはこれまで治療は各豚舎で実施していたが、治療個体の把握が煩雑になっていたため、原則病畜舎へ移動後に治療することを徹底した。さらに、病畜舎に責任者を置くことで集中管理が可能となり、群への再繰り入れ、出荷の際の投薬歴、休薬期間の確認など、管理作業をより確実なものとした。また、個体治療方法の見直しとともに、出荷豚舎も肉豚舎、病畜舎（農場 3、4）に限

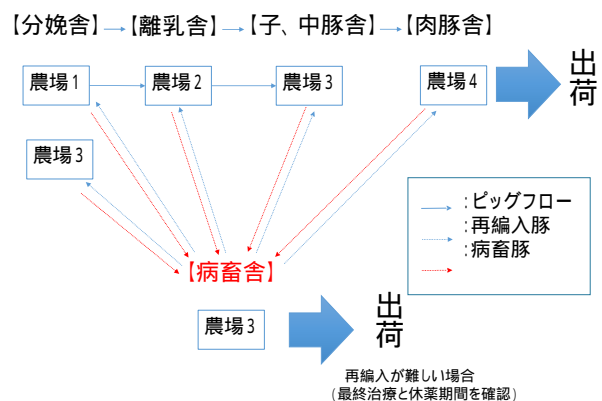


図 - 2 個別治療と出荷原則見直し後のピッグフロー

定し、出荷前における休薬期間の確認ポイントを集約した。基本的には肉豚舎からの出荷になるが、病畜舎から正常フローへの再編入が難しい場合のみ、特に厳重なチェックをした上で出荷することとした(図 - 2)。

3) 「動物用医薬品の使用記録簿」の活用

動物用医薬品の使用記録を残すために「動物用医薬品の使用記録簿」を作成した。この記録簿は使用薬剤を選択式にして記入を簡易化することに加え、豚房と連動させることで個体管理をより確実にするといった工夫がなされている。この記録簿は、出荷豚舎に設置し、各農場責任者の記入と養豚場管理者の確認で使用状況をクロスチェックできる体制をとっている。出荷時にはこの動物用医薬品使用記録簿を使用して農場責任者による休薬期間の確認を行っており、特に病畜舎からの出荷または群への再編入時は確認を厳密化するために複数名でのダブルチェックを実施している(写真 - 1)。



写真 - 1 動物用医薬品の使用記録簿

4) 「動物用医薬品休薬期間一覧」の活用

休薬期間の確認をより確実なものにするために抗菌性物質、ワクチン、ホルモン剤に関して当該農場の27年度の使用実績をもとに「動物用医薬品休薬期間一覧」を作成後、出荷豚舎に設置し農場責任者による休薬期間の確認に用いることとした(表 - 1)。さらに、出荷の原則や出荷時の確認事項などを掲載している「注意事項」を病畜舎に設置されている記録簿表紙に設置し、改めて従業員に周知している(図 - 3)。

表 - 1 動物用医薬品休薬期間一覧

対象医薬品 医薬品名		対象動物 年齢/性別	指示理由	用法	用量	投薬期間	休薬期間	その他
※ 病原性の指示のもの以外の薬剤使用の場合は、必ず使用説明書を確認の上使用する								
● 抗菌性物質								
メタリン(注)5g(10V)			肥育豚	肺炎治療	静注	25~50mg/カブ/体重1kg	3日間	2日間
アルボシム10%(注)50ml	2~3	月齢	子豚	胸膜肺炎の予防及び治療	静注	1ml/頭	3日間	4日間
プロカイペニリンG(100ml)	1~2	月齢	肥育豚	肺炎治療	静注	2~3ml/頭	1~3日間	14日間
バイリル6%(注)100ml				下痢治療	静注	0.1mg/kg	2日	20日間
プロルフェニコール(100ml)	1~4	歳	肥育豚	肺炎予防	静注	1~3ml	1~5日間	21日間
ドラクソン(50ml)	2~4	月齢		細菌性肺炎の予防及び治療	静注	1ml/頭	1回	28日間
硫酸コリスチン4%(注)20kg	80~90	日齢		細菌性下痢の治療及び予防	飼料添加	2g/t	7日間 ²	3日間
フロココール6(20kg)				胸膜性肺炎の予防	飼料添加	6g/t	5日間	3日間
タラン20(V)(20kg)				肺炎予防・細菌性下痢予防	飼料添加	6g/t	7日間	3日間
アピシリン2%(注)20kg				肺炎の治療	飼料添加	6g/t	7日間 ²	5日間
チナゴド(20kg)				豚の赤痢予防	飼料添加	6g/t	7日間 ²	7日間
バイリッチEPS(20kg)	1~4	月齢	肥育豚	肺炎治療	飼料添加	6g/t	7日 ²	14日間

注意事項

- ① 中豚より若い豚舎から出荷しないこと！
(抗菌性物質添加飼料タンク使用)
※ 抗菌性物質添加飼料給与豚の出荷をしよう可能性があるから
※ 運搬車の投入ラインは無添加飼料を先に投入すること
- ② 病畜豚舎から出荷する場合は
 - 1) 添加飼料、使用薬剤表示、確認すること！
※ 指示書、説明書の用法、用量、休薬期間を確認。
 - 2) 使用記録の徹底
 - 3) 治療豚の隔離、マーキングの徹底
- ③ 出荷時の治療履歴の最終確認
 - 1) 責任者は最終確認をすること
 - 2) 病畜豚舎等から出荷時のと場申告の徹底
※ 病畜豚舎、肉豚舎で治療した豚の出荷をする時は治療歴を申告すること

図 - 3 注意事項

2 養豚生産現場指導を通じた課題

今回の事例では、生産者に休薬期間の意識はあるが関連法規等の認識不足がみられ、管理責任者の専任化、記録の方法と習慣に不備があった。

当該農場に限らず、養豚は個体管理が難しくピッグフローを工夫し豚群を限定した上での記録が必要であるため、改善に長期間を要すると考えられる。また、動物用医薬品を適正に使用し安全安心な家畜を生産するためには、獣医師の診療を伴った適正な指示と生産者による指示通りの投薬が重要と考えられた。

3 豚における管内の指示書発行状況の把握

動物用医薬品の残留を防止するためには、使用する側の農家指導と併せて、使用させる側の獣医師の適正指示が重要となる。適正指示の指導に際しては、指示書の発行状況の把握が必要であることから、獣医師会から毎月報告を受けている指示書発行状況を活用し、過去5年間に

管内で発行された指示書の集計を行った。

平成 27 年度の管内の指示書発行状況は獣医師 9 名、対象養豚場 28 農場、発行枚数 4,355 枚、対象頭数 2,357,041 頭であった。薬効別では抗生物質と合成抗菌薬を合わせた抗菌性物質の割合が増加傾向にあり、年次別で見ると、どの年次も抗生物質の割合が最も大きかった（図 - 4）。

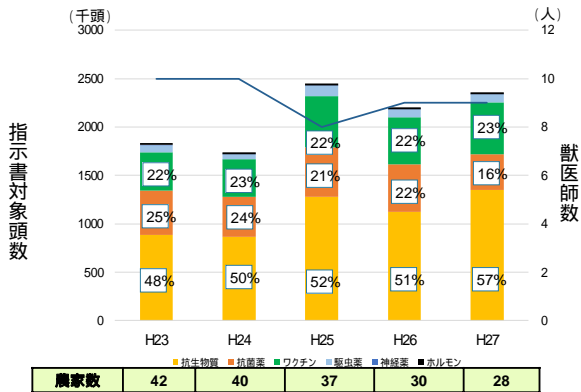


図 - 4 指示書発行状況

抗生物質の中ではペニシリン系薬剤の使用が最も多く、増加傾向にあり、合成抗菌剤の中では平成 27 年度、ST 合剤とキノロン系が同程度の割合で使用されていたが、ST 合剤は減少傾向にあった（図 - 5）。農場毎の出荷豚 1 頭あたりの抗菌性物質指示書発行数は平均 5.8 枚で、22 枚と多い農場もあった。この集計結果をもとに、使用状況の確認に加え、本年度以降は特に使用頻度の高い合成抗菌剤を中心に、指示書記載頭数と農場の対象飼養頭数を比較解析し、監視強化を図っている。

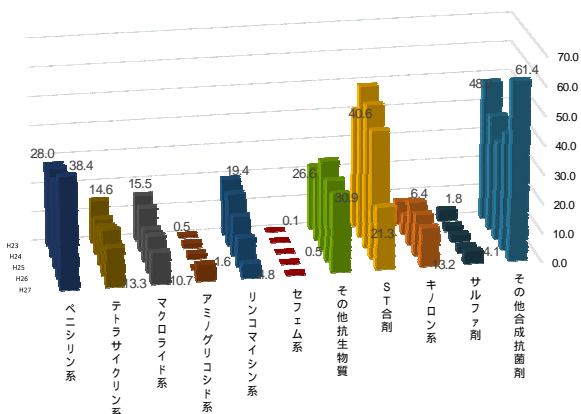


図 - 5 過去5年間抗菌性物質の内訳

4 まとめ

安全・安心な家畜を生産するためには獣医師による適正指示と生産者による適正使用が大前提となる。動物用医薬品の使用は疾病の発生動向と密接に関連することから、所内養豚担当班等と情報の共有と連携をとりながら、指示書データを活用した監視強化と生産現場での課題を生かした指導強化により動物用医薬品の適正使用に努めたい。